

2025 年 1 月 策定

# いじめ防止基本方針



学校法人 大城学園  
**エナジックスポーツ高等学院**

## ■はじめに

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第 13 条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨規定されており、国公立を問わず、できるだけ早い時期に策定するように求められています。

ついては、以下に示す本学院の「いじめ防止基本方針」策定の機会を、教職員全員が意識や理解を共有するチャンスにしたいと思います。

まずは、基本的な「いじめ」に対する捉え方及び認識を共有した上で、Ⅰ～Ⅲまでの一連の内容で構成したいと考えています。

- Ⅰ「いじめの防止」（未然防止の取り組み）
- Ⅱ「早期発見」（「いじめ」の兆候を見逃さないための手立て）
- Ⅲ「いじめに対する措置」（発見した「いじめ」に対する対処）

## ■いじめのとらえ方（文科省より）

- ①一定の人間関係のある者から、
- ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、
- ③精神的な苦痛を感じているもの。



なお、起こった場所は  
学校の内外を問わない。

《判断基準》



個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。「立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

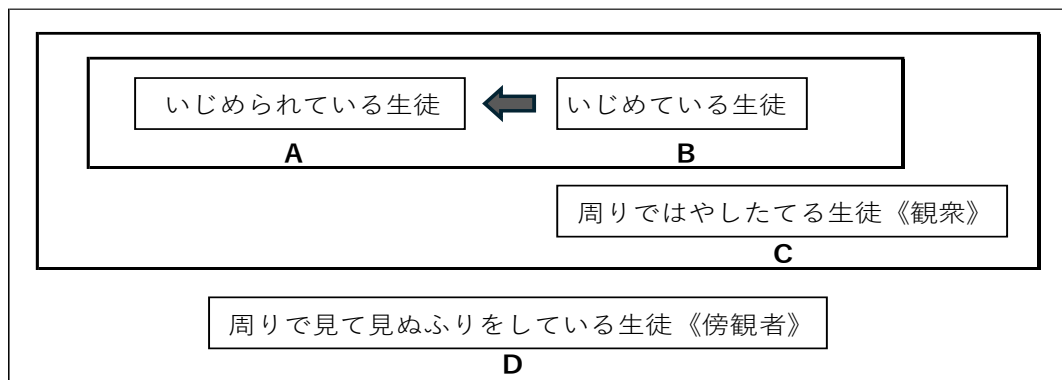
## ■本校職員の「いじめ」に関する基本認識の共有

### （１）いじめに関する認識

- ① いじめは、生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものであること。
- ② いじめは、今日の生徒の心の問題が深く介在している問題であること。
- ③ いじめは、学校における人間関係から派生し、教師の指導の在り方が深くかかわっていること。
- ④ いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること。
- ⑤ いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること。

- 冷やかしかからかい    ■悪口や脅し文句    ■仲間外れ    ■集団による無視
- 暴力を受ける（軽くぶつかってくる・遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする・ひどくぶつかったり、叩かれたり蹴られたりする 等）
- 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 机や私物に落書きされたりする
- おせっかい、親切の押し付け
- いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり強要されたりする
- インターネットや携帯電話のメールで、悪口や誹謗中傷などを書き込まれる
- たかられたり、使い走りをさせられたり    ■部活内での嫌がらせ 等

### 《いじめ集団の四層構造（森田洋司 1986 年）》



- \* AとBの関係は、立場が逆転する場合もあることを認識する必要があること。
- \* 観衆や傍観者の立ち位置にいる生徒も、いじめを助長していることを認識する。
- \* 傍観者が仲裁者となれるような指導を行う。

### ■いじめを受けている生徒の気持ち

- ① 自尊心を傷つけられたくない。親に心配をかけたくない（告げ口したとして）更にいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、誰にも言えず不登校に陥ることもある。
- ② 屈辱をこらえ、平静を装ったり、意識的に明るく振舞ったりすることもある。
- ③ 「自分自身に原因がある」と思い込み、自分を責め、存在を否定する気持ちに陥ることもある。
- ④ ストレスや欲求不満の解消を他の生徒に向けることもある。

## ■いじめ側の生徒の気持ち

- ① いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ② 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることもある。
- ③ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることもある。

## ■いじめの原因

- ① 学校・家庭・地域社会にある様々な要因が背景となり、生徒のストレス発散のはけ口としていじめが発生する。
- ② 相手の人権や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

## 1. いじめの防止

### 《①指導体制の確立》

#### (1) 学校組織が一丸となって対応

- ① いじめ問題の重要性を全教職員が認識し、学院長を中心に一致協力した体制を確立して実践に当たる。
- ② いじめの形態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議などの場で取り上げ教職員間の共通理解を図る。
- ③ いじめ問題については、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。
- ④ いじめが生じた際には、いかに迅速に対応し、事態の悪化を防止し、真の解決に結びつけることができるかが重要であり、報告・連絡・相談を密に行いつつ、きめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ⑤ 学院長・副学院長・教頭・生徒指導部長・学習センター長等は、いじめの訴え等に基づき学級担任等へ対応の指示、及びその後の状況等について逐次報告を受けるなど、解決に至るまで適切にフォローする。

#### (2) 適切な教育指導

##### ① 全生徒への指導

- 『いじめは、人間として絶対に許されない』という意識を一人ひとりの生徒に徹底させること。「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も「いじめの行為と同様に許されない」という認識を定着させる。
- 助けを求めてきた生徒及び情報を提供した生徒については、徹底して守り通すという事を、教職員が言葉と毅然とした態度で示す。
- 教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成をめざす。

## ② いじめを行った生徒への指導・措置

- 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを認識させ、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性や、いじめが他者の人権を侵す非道な行為であることに気づかせ、他社の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導にあたる。
- 当該生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

## ③ 「いじめを生まない・許さない」学習センター運営〔センター長等の対応について〕

- いじめ問題の重大性を正しく認識し、危機意識をもって取り組む。
- 教職員の言動や態度が生徒を傷つけるなど、他生徒からのいじめを助長しないよう細心の注意を払う。
- 生徒間における人間関係の変化を踏まえて、センター運営のあり方については不断の見直しや改善を行う。
- 仮に、いじめの兆候が収まっても、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- 生徒の話し相手や相談相手となるなど環境づくりに努め、思いや願いの実現など、問題解決への関わりを通し、自己実現を図ることができるよう支援していく。

## 《②未然防止に向けての手立て》

### （１）本校及び学習センター運営の充実

- ① 教職員の受容的・共感的態度（対応）により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う環境をつくる。
- ② ルールや規範がしっかり守られるような指導を継続して行う。また、改善に向け粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ③ 生徒の実態把握→アンケートについては、定期・緊急等、事案により適切に判断し実施する。
- ④ 人権意識に欠けた言葉遣いへの指導

### （２）授業中（スクーリング等対面授業時）における生徒指導の充実

- 共感理解を通し「自己決定・自己存在感・共感的人間関係」を「楽しい授業・わかる授業」へつなぎ、学び合いへのシフトを目指す。

### （３）学校行事・特別活動・生徒会行事

生徒が挑戦することで、達成感や感動・人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。

## Ⅱ. 早期発見（サインを見逃さない/敏感に受け止める）

### （１）小さなサインを敏感に受け止める

- ① 日頃（授業、部活、寮生活等）から生徒理解を心掛け、早期発見に努める。
- ② 生徒の表情や仕草、言動、人間関係等の変化や違和感を敏感にキャッチする。

### （２）アンケート調査の実施

- 生徒の状況把握のため、様々な角度から把握できるよう、定期的に（又は必要に応じ）実施する。

### （３）生徒と教職員の信頼関係確立に向けて

- ① 日ごろから、積極的に生徒と関わりを持ち、常に生徒の「良いところを発見する」という姿勢で関わるとともに、教職員自らが自分を素直に表現し、生徒と真摯に向き合う。
- ② 生徒の声が確実に届くようにするため、生徒が安心して相談できる体制づくりや教育活動を通じての信頼関係を構築する。

### （４）教育相談体制の充実

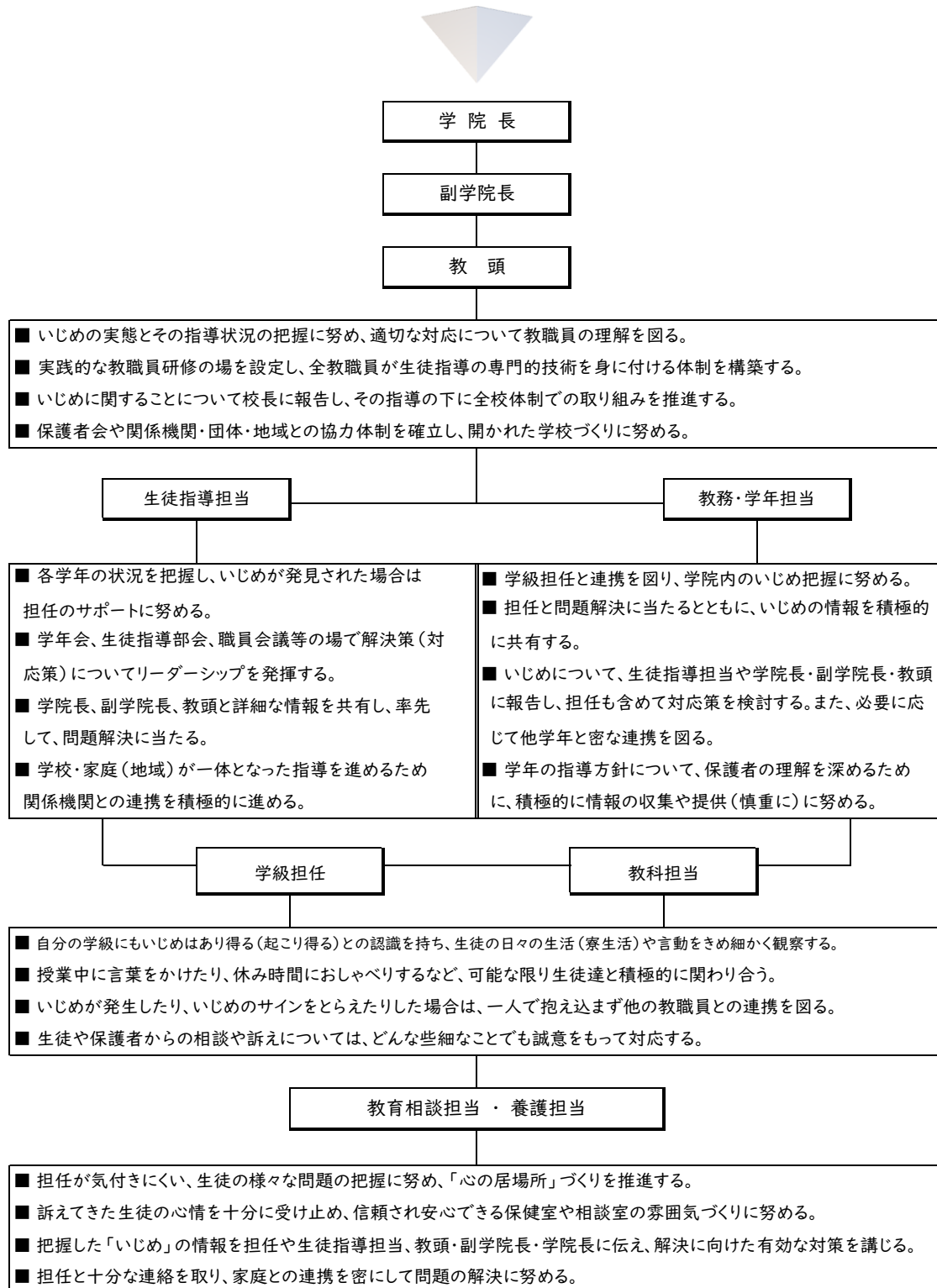
- ① 行内体制の整備とともに、教育相談に対する教職員の意識を高める。
- ② 教職員には、人格的な資質とともに、アセスメント（見通し）や生徒の「困り感」や「つらさ」を共感的に理解し、対応を考えるといった知識と技能の両面の必要性がある。
- ③ 生徒からの相談や情報に対しては、敏感にそして深刻に受け止め、校内での「報告・連絡・相談（ほうれんそう）」を確実に実施し、学校組織として具体的な対応を迅速に図る。

### （５）いじめを訴えることの意義と手段の周知

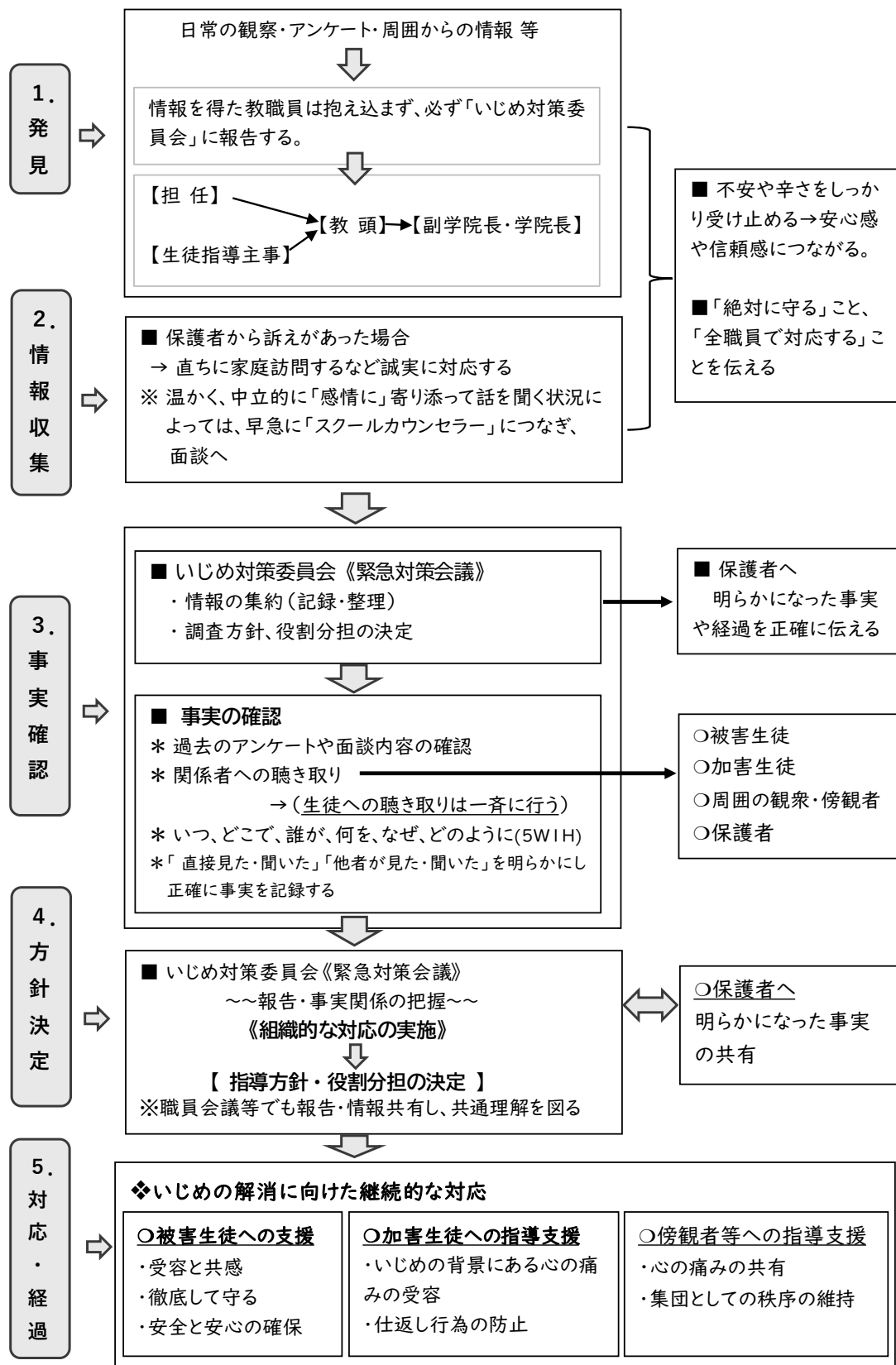
- ① いじめを訴えることは、「人権と命を守ること」につながる立派な行為であることを日ごろから指導にあたる。慎重に
- ② 学校への「いじめの訴え」や「相談方法」を家庭や地域に周知する。

### Ⅲ. いじめに対する措置～組織的取り組み～

❖ 学院長のリーダーシップの下に、全教職員が組織をあげて取り組みその指導体制を構築する。



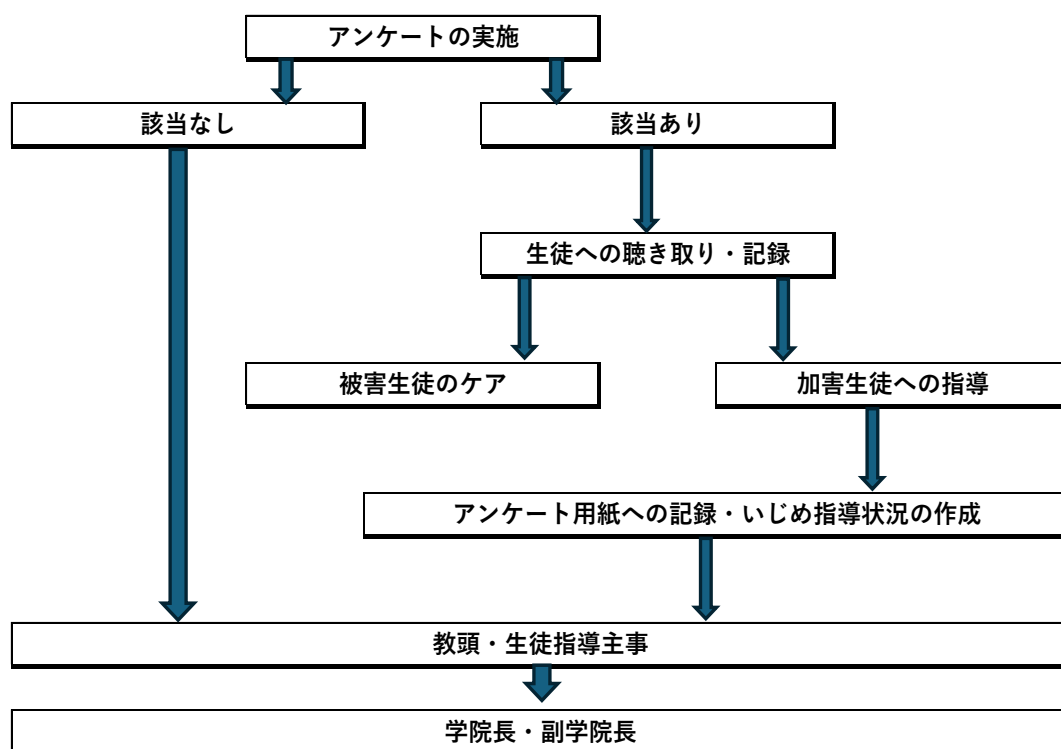
(1) 発見した「いじめ」に対する対処（組織対応）の流れ





## (2) 早期発見に向けたアンケートの実施【参考】

- 1 教職員全体で「いじめ」についての共通理解を図る➡ 年度当初に確認
- 2 実施回数: 年2~3回程度 (又は必要に応じ実施)
  - ➡ 実施時期 ①前期: 6月下旬 ②後期: 10月下旬 ③1月下旬
  - ➡ 基本、気になる案件について、学期中に解決できるよう時期を設定する。
- 3 アンケート実施後の流れ



\* 生徒への個別の聴き取り内容については、全体で共有できるように共通理解を図る。

\* 聴き取り後の状況(内容)について記録し、継続的に指導していく。

### ❖ 本学院において緊急に取り組むべきポイント

- ① 全教師がいじめ問題の重大性を認識し、実態に眼を向ける。
- ② 学院内に生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- ③ 学院全体に正義をいきわたらせる。
- ④ 生き生きした学級、学院作りを推進する。
- ⑤ 家庭や地域との連携を強化する。